

福住光明苑デイサービスセンター運営規程

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は社会福祉法人福住会が設置する福住光明苑デイサービスセンター（以下「事業所」という。）において実施する通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営と指定通所介護事業（地域密着型通所介護事業）及び介護予防・生活支援サービス事業/第1号通所事業を受ける方（以下「利用者」という。）に対して通所介護サービスを提供することを目的とする。

第2条（運営方針）

1. この事業は、利用者が要介護状態等になった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、通所介護計画に基づき、利用者及びその家族への説明と同意を踏まえて、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行うものとする。

また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2. 事業の実施にあたっては、関係市町村、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス・福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

3. 前項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）に定める内容を遵守し、事業を実施する。

第3条（名称及び所在地）

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	福住光明苑デイサービスセンター
所在地	天理市福住町 6328 番

第2章 職員及び職務内容

第4条（職員の職種、員数及び職務の内容）

この事業における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

管理者	1名
生活相談員	1名以上
介護職員	2名以上
看護職員	1名以上
機能訓練指導員	1名以上

1. 管理者

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行なうとともに、法令等において規定されている指定通所介護事業及び介護予防・生活支援サービス事業/第1号通所事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行なう。

2. 生活相談員

利用者・家族からの相談に応じ適切な助言を行ない、また、通所介護計画の作成の補助を行なう。

3. 介護職員

利用者の能力に応じた日常生活上の支援を行なうと共に、利用者の希望により、入浴・排泄・食事・送迎を行なう。

4. 看護職員

利用者の健康管理に努める。

5. 機能訓練指導員

日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行なうものとする。

第3章 サービスの利用と利用料について

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日	月曜日・火曜日・木曜日・金曜日・土曜日
	※夏期休暇（8/13～16）冬期休暇（12/30～1/3）
営業時間	8：30～17：30
サービス提供時間	9：30～16：40

第6条（利用定員）

事業所の利用定員は、1日18人とする。

第7条（通常の送迎実施地域）

送迎の実施区域は、

地域密着型通所介護事業（要介護の方）・・・天理市

介護予防・日常生活総合支援事業（要支援の方/チェックリストの方）・・・天理市・奈良市

※地域密着型通所介護事業については、奈良市・宇陀市・桜井市・山辺郡山添村等の近隣の方は区域外指定制度を活用する。

とする。

第8条（指定通所介護事業及び介護予防・生活支援サービス事業/第1号通所事業の内容）

通所介護サービスの内容は、次の掲げるもののうち必要と認められるサービスを行なうものとする。

サービスの種類	サービスの内容
入浴サービス	入浴の見守り、介助
食事サービス	施設内調理による食事の提供、見守り、介助等
生活指導（相談援助等）	介護等についての相談、助言等
機能訓練レクリエーション	看護・介護職員等によるレクリエーション等
健康チェック	看護師等による健康チェック
送迎サービス	ご自宅等への送迎

第9条（利用料等）

1. 指定通所介護及び介護予防・生活支援サービス事業/第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）または、市区町村が定める基準（条例等に規定された報酬額）によるものとし、当該指定通所介護事業及び介護予防・生活支援サービス事業/第1号通所事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者より、その保険者（市区町村又は広域連合）が定める負担割合の支払いを受けるものとする。
詳細については、重要事項説明書にて明記する。
2. 法定代理受領サービス以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）の額、または、市区町村が定める基準（条例等に規定された報酬額）の額と不合理な差額が生じないようにするものとする。
3. 第7条に定める通常の事業の実施地域を越えて行なう指定通所介護事業及び介護予防・生活支援サービス事業/第1号通所事業の送迎に要する交通費は、その実費を徴収するものとする。ただし、当事業所の自動車を使用した場合の交通費は、下記に定めるとおりとする。

(1)通常を送迎実施区域を越えて片道	5 km 未満		50 円
(2)通常を送迎実施区域を超えて片道	5 km 以上	10km 未満	100 円
(3)通常を送迎実施区域を超えて片道	10km 以上	5 km 毎に	50 円を加算
(4)その他、有料道路・自動車専用設備等を利用する場合はその実費			
4. 食費については 695 円を徴収するものとする。
5. おやつ代として 70 円、嗜好飲料費として 65 円を徴収するものとする。
6. おむつ等、日常生活上必要となる諸費用については、実費相当分を徴収するものとする。
7. その他、通所介護において提供されるサービスの内、必要となるものに係る費用について実費を徴収するものとする。
8. 利用料の支払を受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付するものとする。
9. サービスの提供にあたっては、予め利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名）を受けるものとする。

第4章 その他

第10条（衛生管理等）

1. 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。
2. この指定通所介護事業及び介護予防・生活支援サービス事業/第1号通所事業において感染症が発生、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるものとする。

第11条（サービス利用にあたっての留意事項）

利用者は指定通所介護事業及び介護予防・生活支援サービス事業/第1号通所事業の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康相談等を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるものとする。

第12条（緊急時等における対処方法）

1. 指定通所介護事業及び介護予防・生活支援サービス事業/第1号通所事業の提供を行なっているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の処置を講ずると共に、管理者及び利用者の家族に報告するものとする。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の措置を講じるものとする。
2. 利用者に対する指定通所介護事業及び介護予防・生活支援サービス事業/第1号通所事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行なうものとする。

第13条（非常災害対策）

非常災害に備えて、消防、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なうこととする。

第14条（苦情処理）

1. 指定通所介護事業及び介護予防・生活支援サービス事業/第1号通所事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2. 事業所は、提供した指定通所介護事業及び介護予防・生活支援サービス事業/第1号通所事業に関し、市区町村からの質問もしくは照会に応じ、及び市区町村が行なう調査に協力すると共に、市町村より指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従い必要な改善を行なうこととする。
3. 事業所は、提供した指定通所介護事業及び介護予防・生活支援サービス事業/第1号通所事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、それに従い必要な改善を行なうこととする。

第15条（虐待の防止のための措置に関する事項）

1. 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。
 - 一、事業者における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 二、事業者における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - 三、事業者において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年2回以上）実施すること。
 - 四、前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
2. 事業者は、サービス提供中に当該施設従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

第16条（身体拘束廃止に関する事項）

1. 事業者は、入所者・利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。
2. 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - 一、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - 二、身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

三、介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施する。

第 17 条（業務継続計画の策定等）

1. 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年 2 回実施するものとする。
3. 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 18 条（生産性の向上に関する事項）

1. 事業者は、生産性の向上に向けて、介護サービスの質を確保するとともに、職員の負担軽減に資する生産性向上の取組を推進するため、次の措置を講ずる。

生産性の向上を図ることを目的に介護事故防止委員会に併設して「生産性向上委員会」を設置する。生産性向上委員会の課題は具体的に下記のような内容について、1 か月に 1 度開催し、協議する。

- ①職場環境の整備
- ②業務の明確化と役割分担
 - ・業務全体の流れを再構築
 - ・テクノロジーの活用
- ③手順書の作成
- ④記録・報告様式の工夫
- ⑤情報共有の工夫
- ⑥OJT の仕組みづくり
- ⑦理念・行動指針の徹底
- ⑧取り組みの評価と報告

第 19 条（重要事項の揭示）

事業者は、事業所の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料、苦情解決体制の概要、その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示する。

また、「書面揭示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表する。

第 20 条（その他運営に関する重要事項）

1. 事業所は、職員の資質向上のために研修を次の通り設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

採用時研修	採用後 3 ヶ月以内
継続研修	年 1 回以上

2. 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。

3. 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(1) 事業所は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、予め文書により利用者の同意を得るものとする。

(2) 事業所は、個人情報保護規程及び個人情報保護マニュアルを整備し、また、導入しているコンピューターにおいてもコンピューター情報システムの運用管理に関する規程を定め遵守する。

(3) 事業所は、個人情報利用目的及び個人情報保護に関する方針を、利用者又はその家族へ分かりやすいよう揭示しなければならない。

4. 事業所は、指定通所介護事業及び介護予防・生活支援サービス事業/第 1 号通所事業に関する記録を整備し、通所介護サービス提供の完結から 5 年間保存するものとする。

(1) 通所介護計画

(2) 提供した具体的サービスの内容等の記録

(3) 身体拘束等の態様及びその時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 利用者に関する市町村への通知に関する記録

(5) 苦情の内容等の記録

(6) 事故の状況及び事故に際してとった処置の記録

5. この規程に定めのない事項については、介護保険法及び関係法令の定めるところによる。

附則

この規程は、平成 18 年 5 月 15 日から施行する。

この規定は、平成 24 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。

この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。

この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。

この規定は、平成 31 年 2 月 1 日から一部改正し施行する。

この規定は、令和元年 10 月 1 日から一部改正し施行する。

この規定は、令和 2 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。

この規定は、令和 4 年 12 月 1 日から一部改正し施行する。

この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。